

令和8年度第1回総務省契約監視会の議事概要

開催日及び場所	令和8年7月28日 総務省会議室及びリモート審議
構成員（敬称略）	座長 園田 智昭 慶應義塾大学商学部 教授 座長代理 出雲 明子 明治大学専門職大学院ガバナンス研究科 専任教授 構成員 尾花 眞理子 モリソン・フォースター法律事務所 弁護士 構成員 片桐 春美 公認会計士 構成員 鈴木 靖 元岐阜県監査委員・元会計検査院第一局長 構成員 高橋 伸子 生活経済ジャーナリスト

契約案件の審議

審議対象期間	令和7年7月1日～令和8年3月31日
抽出案件	3件（対象案件690件）
審議案件	3件
構成員からの質問・意見に対する回答	以下のとおり

【抽出案件1】一般競争入札（総合評価落札方式） (1) 契約件名：令和8年度スタートアップ創出型萌芽的研究開発支援に関する調査・検討業務の請負 (2) 契約相手方：株式会社みらいワークス (3) 契約金額：89,934,241円（落札率：100%） (4) 契約締結日：令和8年3月27日 (5) 競争参加者：1者	
意見・質問	回答
(出雲委員) 応札業者の下見積額と落札価格が同額（100%）となることはよく起こるのか。	頻繁に起こるものではないが、過去にも事例は存在している。
(出雲委員) 参考見積書を取得した2者は過去の入札業者か。	2者とも過去に契約した者である。
(出雲委員)	

参考見積書を取得した者以外が入札に参加した点に関しては良かったが、参考見積りを取得した者と入札した者が異なるのに、なぜ落札率100%となったのか。	参考見積書は調達原課が所要額を積算するために取得したものであり、下見積書は入札参加者から取得したものの。予定価格は応札事業者の下見積額、会計課積算額及び原課算出額を比較した結果、最も安価だった応札事業者の下見積額を採用したため、応札額と同額となり落札率100%となった。
(高橋委員) 令和4～6年度の同種調達と今回の調達は何が違うのか。	業務の大筋は同じだが、毎年注力ポイントや実施項目を工夫しており、仕様の内容により価格に上下がある。
(高橋委員) 落札業者が抱えるプロ人材との関係で、ファイアウォール（業務の切り分け）は確保されているか。	支援対象とするスタートアップは有識者で構成される採択評価会により選定され、かつ、評価者には応募者に利益相反が無いことを確認していることからファイアウォールは確保できている。
(鈴木委員) 本契約で行う業務を具体的かつ簡潔に説明いただきたい。	スタートアップの伴走支援を行いながら、効果的な伴走支援の手法（支援の在り方）を調査・検討し、報告書として提出する業務である。本業務とは別に補助金管理等の業務もあるが、そちらは別途公募を行っている。
(鈴木委員) 過去に応札した者が今回応札しなかった理由如何。複数の業務が組み合わせで全体の業務が成り立っている中で、本件に応札しなかった者は受注しているか。	今回応札がなかったのは、事業者側で別公募とのバッティングや体制維持ができなかったためと聞いている。昨年度全体業務で関与していた2者の内、1者は今年度補助金管理等を行う業務機関として参画しているが、他の者は今年度関与していない。
(尾花委員) 下見積りと入札書を2月20日に受領し、予定価格を3月4日までに算定し3月5日に開札のスケジュールの中で、予定価格は公正中立性が守られているとの理解でよいか。	その認識である（入札書は封緘した状態で提出され、開札時に開封する）。
(園田委員) 令和6年度のみ金額が約3,000万円高	令和6年度のみ仕様内容を増や（広報物・出版物作成

く100%だった理由如何。	等)したため高額になった。100%の理由は今年度と全く同じである。
(園田委員) 総合評価で一者入札の場合、価格以外の評価は意味があるのか。	基礎点があり、基礎点に満たない場合は落札できず、不調となる。
(出雲委員) 今後継続する場合、見積りの在り方やより広い参画を構築する体制整備が必要ではないか。	複数の者からの応札につながるよう、調達時期の前倒し等の対策を実施している。今後は関心を持った事業者への幅広い声かけ、仕様書の実施体制構築要件の緩和等を検討する。

【抽出案件2】一般競争入札（総合評価落札方式） (1) 契約件名：地域社会DX実現に向けたエッジAI導入モデルの創出に関する調査研究の請負 (2) 契約相手方：NTTドコモビジネス株式会社 (3) 契約金額：6,594,500,000円（落札率：99.9%） (4) 契約締結日：令和8年3月3日 (5) 競争参加者：1者	
意見・質問	回答
（尾花委員） 予算要求時にヒアリングした「複数者」はどのような基準で声かけしヒアリングを実施したのか。	類似の業務に知見のあるコンサルティング事業者、電気通信事業者、他にAI導入モデルの技術的検討を実施できるようなAI事業者等複数者に声かけし、ヒアリングを実施した。
（尾花委員） 声かけした者は全て応札可能な者か。予算規模を把握するために各部分ごとを理解するための声かけか。	全ての者が応札できる可能性かは判断できない。事業の管理にはコンサルティング事業者が適していると考えていたが、部分ごとの内容を決定するために電気通信事業者やIT事業者へ声かけを実施した。
（尾花委員） 所要経費の積算において2者から提出のあった参考見積書の使い方が異なる理由如何。	先に提出された者の参考見積書の工数を所要経費の積算に使用し、後に提出された者の参考見積書は、事業規模・直接経費の妥当性の確認に使用。
（尾花委員） 総務省独自の予定価格算定により、7回の応札を経て落札されたとの評価でよいのか。	予定価格の算定においては予算額が上限となる。本件は、積算額・下見積額・予算額のうち最も安価な予算額を予定価格としたところ、入札額が予定価格を上回ったため、結果として入札回数が7回となった。
（尾花委員） 総合評価の評定者は市場（応札者）と接触する可能性や公平性は確保されているか。	ヒアリング段階では接触することはあるが、仕様書作成後は接触できない。また、評価基準も入札説明書で公表されているため、公平性は確保されている。
（高橋委員） 外部評価者として省内他部局職員を起用した理由如何。	会計課の通達において、外部評価者の定義として、原課以外の人を起用すると設定されているため、今回は評価が偏らないよう、公平性の観点から情報流通行政局地

	域通信振興課の課長を外部評価者として選定した。
(高橋委員) 総合評価の技術点が100点満点中60点となった結果如何。	総合評価基準の内容は基礎的な評価を求めるもので、他の調達と比較してもハードルが高いとは考えていなかった。結果、一者入札となったため、来年度は評価基準の見直しも含めた要件緩和等も検討する。
(鈴木委員) 事業規模から相当大的な体制が必要と思われるが、声かけした会社のうち受注可能だった会社はどの程度か。事業分割は可能か。	声かけした者のうち、いくつかのコンサルティング事業者は応札できる体制を組めると考えていた。エッジAIは概念事態が新しく、事業を分割した場合、管理費の増加など余計なコストがかかるおそれがあるため、一体不可分での実施が予算効率上望ましい。
(園田委員) 約6.6億円と高額である理由、成果物及び成果物の評価方法如何。	高額の理由は、人件費よりも公募により選定される地方公共団体等への実証事業費や実証基盤を構築するための機器費用が高額であるため。成果物はエッジAIを活用した新サービスや導入ガイドラインであり、実証事業の公募で設立した評価会においてガイドラインを講評予定。
(尾花委員) 大規模な新規事業を行う際、マーケットに対して公平な情報開示が非常に重要であることから、概算要求時のヒアリング先や参考見積り徴取先の選定理由を説明可能な状態としておく必要がある。	

【抽出案件3】随意契約（企画競争、公募以外による随意契約） (1) 契約件名：令和7、8、9年度遠隔方位測定設備集中センタ局（集中1・集中2）及び地方センタ局（関東・近畿）の調達 (2) 契約相手方：日本電気株式会社 (3) 契約金額：2,142,800,000円（落札率：100.0%） (4) 契約締結日：令和8年1月26日 (5) 競争参加者：1者	
意見・質問	回答
（鈴木委員） 遠隔方位測定設備の調達に関しては、1者の独占状態という理解でよいのか。	センタ局設備は同一事業者より調達している。全国に設置されているセンサ局設備は1者加えた2者で競争している。
（鈴木委員） 要因の緩和検討について具体的な対象はあるか。	センサ局整備を行っている者が参入できる可能性が高いため、当該者と対話を進め、センタ局への参入について調整を含め緩和策等を洗い出していきたい。
（鈴木委員） 防衛省が装備品調達で用いる原価監査のような手法採用の可能性はあるか。	当該手法は把握していなかった。まずは参入可能な事業者の拡大に向けた企業へのヒアリングを進めたい。
（尾花委員） 随意契約でも予定価格を作成するが、下見積り額と応札額が同じだったのか。予定価格の客観性はどうか説明するのか。	本件のような特殊な設備は価格比較できる類似案件や市場価格の把握が難しく、対応可能な事業者も限定されることから、下見積りを参考とせざるを得ない面があった。
（園田委員） 下見積書の内訳について精査は行われたのか。	見積書には詳細な内訳が添付されていたものの、項目数が多く、また比較対象となる過去資料も保存期間を経過していたため、十分な比較検証が難しかった面があった。今後は、資料の保存等検討し可能な範囲で精査を行ってきたい。
（片桐委員） 本件が特命随意契約に該当するとの認識でよいのか。	既存設備との互換性の観点から1者しかいないとの認識であり、WTO政府調達協定第13条限定入札(c)に該当する。

(片桐委員) 本設備を含む電波監視システムは安全保障等も絡む内容という理解でよいか。	安全保障関係の対応も行うほか、無線障害・妨害電波等にも対応している。
(高橋委員) 更改のサイクル如何。今後の技術進歩を見据えた研究開発を行った上での調達の考えはないか。	更改サイクルは12年。5Gや日々進歩している無線システムへの対応等、今後の電波監視の在り方を検討している。一方でレガシーシステム（航空・船舶用無線等）の電波監視も生命・財産に関わるため維持する必要があり、両立に苦慮している。
(鈴木委員) 当面随意契約の解消は難しいと考えられるものの、解消に向けた努力は継続すべき。予定価格作成において下見積りを活用する場合には、その内容を確認・精査し予定価格を作成することにより、説明責任を果たせるよう記録保存を行うことが望ましい。	